#### I 協力金の概要

#### 1. 趣旨

新型コロナウイルスによる感染が拡大する中、令和2年4月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第32条第3項の規定に基づいて、緊急事態宣言の対象区域が高知県を含む全都道府県に変更されました。

このことを受けて、高知県では、令和2年4月22日に「高知県新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等」(以下「緊急事態措置等」という。)を要請し、事業者の皆さまに施設の使用停止や施設の営業時間の短縮(以下「休業等」という。)へのご協力をお願いしたところです。

この要請に応じて、休業等の対象となる施設(以下「対象施設」という。)を 運営されている方で、休業等にご協力いただける中小企業、個人事業主等の皆 さまに対して、県内の市町村との連携により「高知県休業等要請協力金」(以下 「協力金」という。)を支給します。

#### 2. 支給額

1事業者当たり30万円

なお、複数の対象施設を運営する事業者であっても、30万円となります。

### Ⅱ 申請要件

#### 1. 申請要件

協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす方((4)を除き、以下「申請者」という。)とします。

- (1) 県内で対象施設(別表1)を運営する事業者(県外に本社がある事業者を含む。以下同じ。)で、中小企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者をいう。)、個人事業主、特定非営利活動法人及びその他法人(社会福祉法人、学校法人、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、農業法人等の各種法人をいう。)であること。
- (2) 緊急事態措置等の要請を行った日(令和2年4月22日)以前から、法令等が求める営業に必要な許可等を取得のうえ、対象施設を運営していること。
- (3) 緊急事態措置等による休業等の期間(令和2年4月24日から同年5月6日まで)において、本県の要請に応じて休業等を行うこと。
- (4)申請者等(代表者のほか、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等)が、暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第

36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。)に該当しないなど、別表2に掲げるいずれにも該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

#### Ⅲ 申請手続等

1. 協力金に関する問い合わせ先

協力金の申請手続等に関してご質問等がある場合は、以下の協力金申請手続相談センターへお問い合わせください。

高知県 協力金申請手続相談センター (コールセンター)

電話番号:088-823-9063

受付時間:午前9時から午後5時まで(土日、祝日も開設しております。)

2. 申請書類

別表3に掲げる申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。 また、提出いただいた申請書類は、返却しません。

3. 申請書類の入手方法又は場所

以下の方法又は場所で、申請に必要な書類を入手することができます。

○高知県庁のホームページから印刷又はダウンロード

#### [URL]

https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/151401/kyouryokukin.html

- ○高知県庁本庁舎1階ロビー内
- ○高知県内の県税事務所(中央西県税事務所を除く。)
- ○県内の市町村役場の所定窓口
- ※県税事務所及び市町村役場の所定窓口の一覧は、別表4をご覧ください。 なお、相談対応は行っていません。不明な点は、上記1の問い合わせ先 までお電話ください。
- 4. 申請書類の受付期間

令和2年5月1日(金)から同年6月15日(月)まで

5. 申請受付方法

以下の方法で、申請を受け付けます。

(1) 郵送による受付

申請書類を以下の宛先へ郵送してください。

なお、簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。 令和2年6月15日(月)の消印有効です。

〈宛先〉

〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県庁

「高知県休業等要請協力金 申請受付係」

- ※切手を貼付のうえ、裏面には申請者の住所及び氏名を必ず ご記入ください。
- ※送料は申請者側でご負担をお願いします。

#### (2) オンラインによる受付

現在準備中です。準備が整いましたら、高知県庁のホームページでお知らせします。

#### 6. 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは、協力金を支給します。協力金の支給は、5月中旬から順次開始する予定です。

#### 7. 通知等

申請書類の審査の結果、協力金を支給する旨の決定をしたときは、協力金をお支払いすることで通知に代えます。

なお、申請書類の審査の結果、協力金を支給しない旨の決定をしたときは、 後日、不支給に関する通知を発送します。

### IV その他

- (1)申請要件に該当しない事実や不正等が疑われる場合は、対象施設の休業等の 取組に係る実施状況や対象施設の運営状況に関する検査を実施し、又は報告を 求めることがあります。
- (2)上記の検査等の結果、申請要件に該当しない事実や不正等が明らかであると 判明した場合は、協力金の不支給を決定し、又は支給決定を取り消します。 既に協力金の支給を受けている申請者は、協力金を返還するとともに、協力 金の受領の日から返還の日までの日数に応じた加算金(協力金の額30万円に 年10.95%の割合で計算した額)を支払うこととなります。また、返還金及び 加算金が納期限までに納付されない場合は、延滞金が加算されます。
- (3) 申請書類に記載された情報については、協力金の支給や検査等に関する事務のほか以下の場合を除き、使用しません。
  - ①協力金に関する事務の執行に必要な情報として、県内の市町村に報告等を 行う場合
  - ②県内の市町村が、独自に創設した新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための休業要請等に対する協力金に関する事業を実施するために必要であるとして、高知県に情報提供の依頼があった場合
  - ③税務情報として使用する場合
  - ④高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)第5条の規定に基づく 開示請求を受けた場合

(4)上記(2)による申請要件に該当しない事実や不正等が判明し、高知県が協力金の返還等を求めた申請者については、法人名や対象施設名などの情報を公表することがあります。

## 【別表1】対象施設

# 休業等の対象となる施設一覧

# 1.休業要請対象施設

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく要請)

	カテゴリー	対象	備考		
遊興施設	接待を伴う飲食店 (風営法第2条第1項第1号に規定 するもの(同法第3条第1項の許可 を受けているものに限る。))	キャバレー ナイトクラブ ダンスホール スナック バー ダーツバー パブ	左記以外の店は、下表の「営業時 間短縮の協力要請」の対象		
	施設内で大声を発する など、飛沫感染の恐れ が高い施設	カラオケボックス 	※カラオケ喫茶は、下表の「営業時間短縮の協力要請」の対象		

## 2. 営業時間短縮の協力要請対象施設

(新型インフルエンザ等対策特別措置法によらない協力依頼)

カテゴリー	対象	備考
料理店、居酒屋などの飲食店	飲食店 料理店 喫茶店 (カラオケ喫茶を含む) 居酒屋 キャバレー、ナイトクラブ、ダ ンスホール、スナック、バー、 ダーツバー、パブ (上表1に掲 げる接待を伴う飲食店以外の 店)	・午後8時から翌午前5時までの間の休業、午後7時以降の酒類の提供の休止を要請 ・営業時間内は、適切な感染防止対策の協力を要請 ※宅配・テイクアウトは協力要請の対象外
旅館、ホテル	ホテル (施設内の宴会場など、 飲食提供の場に限る) 旅館・民宿、ペンション、ゲス トハウス (施設内の宴会場な ど、飲食提供の場に限る)	

### 【別表2】暴力団の排除

- ①暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であること。
- ②暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があること。
- ③その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、 相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務 を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有 するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その 他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。)が暴力団員等であること。
- ④暴力団員等がその事業活動を支配していること。
- ⑤暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているこ と。
- ⑥暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していること。
- ⑦いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、 物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力 団の維持又は運営に協力し、又は関与していること。
- ⑧業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用すること。
- ⑨その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、 又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用して いること。
- ⑩その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している こと。

#### 【別表3】申請書類

## 《高知県休業等要請協力金申請書類》

1 協力金支給申請書(様式1)

※個人事業主の場合は、振込先の口座は申請者本人の口座に限ります。 また、法人の場合は、当該法人の口座に限ります。

### 2 誓約書(様式2)

※所在地、法人名及び代表者職・氏名の欄は、<u>必ず自署</u>でお願いします。

3 緊急事態措置等の要請を行った日(令和2年4月22日)以前から営業活動を 行っていること等が分かる書類

(以下の(1)、(2) 及び(3) の書類が全て必要になります。)

(1) 営業活動を行っていることが分かる書類(写しで可)

確定申告書(注1) (法人、個人事業主とも)

- ※確定申告書の作成がない場合(設立後決算期や申告時期を迎えていない場合など)は、緊急事態措置等の要請を行った日以前の営業実態が客観的に確認できる資料を添付してください。
  - 【例】・税務署に提出した法人設立届出書(法人の場合)又は個人事業の開業・廃業等届出書(個人事業主の場合)(注2)
    - ・直近の経理帳簿(注3)

#### (注1) 確定申告書

税務署に提出した直近の確定申告書を提出してください<u>(税務署の受付印の有無は問いません)。なお、法人の場合は、法人税申告書別表一</u>(各事業年度の所得に係る申告書)を提出してください。

電子申告(e-Tax)で提出した場合は、申告したデータと受信通知の データ(電子申告申請等完了報告書)の2点を提出してください。

- (注2) 法人設立届出書又は個人事業の開業・廃業等届出書 税務署の受付印の有無は問いません。
- (注3) 直近の経理帳簿
  - 【例】・令和元年分の確定申告に向けて作成した申告書 (添付書類除く)
    - ・令和2年3月1日から4月22日までの間の月次の 売上帳簿や現金出納帳

- (2) 法令等が求める営業に必要な許可等を取得のうえ、対象施設を運営している ことが分かる書類(<u>写しで可</u>)
  - 【例】・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号に規定する接待を伴う飲食店の営業の許可
    - ・食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項に規定する飲食 店営業の許可
    - ・旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項に規定する旅館業営業の許可
- (3) 本人(法人の場合は法人代表者)確認書類(写しで可)

運転免許証、パスポート、保険証、マイナンバーカード(表面のみ)など

- 4 休業等の状況が分かる書類 (<u>写しで可</u>)
  - ・店舗の外観(店舗名含む)がわかる写真
  - ・休業等を告知するホームページの画面や、休業等を告知するチラシやポスターの写真など(注4)
    - (注4) 休業等を告知するホームページの画面や、チラシ又はポスター の写真など

店舗名のほか、休業等の状況(休業期間や営業時間の変更(酒類提供時間の変更含む))がわかるものとしてください。

また写真については、店頭などに掲示して休業等を告知していることが分かるようなものとしてください。

- 5 振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し
  - ※協力金支給申請書(様式1)に記載した振込先口座の情報(金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人など)が確認できる通帳等の写しを添付してください。
- ※上記の申請書類のほか、必要に応じて追加の書類の提出及び説明を求めることがあります。
- ※提出いただいた申請書類は返却しません。
- ※申請書(様式1)及び誓約書(様式2)は、ボールペンで記載してください。 (消せるボールペンは不可。)

# 【別表4】県税事務所及び市町村役場の一覧

# 1. 県税事務所一覧

県税事務所名	住所	申請書配布時間
高知県安芸県税事務所	安芸市矢ノ丸1丁目4-36 安芸総合庁舎内	
高知県中央東県税事務所	高知市大津乙1820-1	(平日)
高知県須崎県税事務所	須崎市西古市町1-24 須崎総合庁舎内	8:30~17:15
高知県幡多県税事務所	四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎内	

<sup>※</sup>高知県中央西県税事務所は除きます。

# 2. 市町村窓口一覧

市町村名	申請書配布窓口	住所	申請書配布時間
高知市	商工振興課	高知市鷹匠町2丁目1-36	
室戸市	産業振興課	室戸市浮津25-1	
安芸市	商工観光水産課	安芸市矢ノ丸1-4-40	
南国市	総合案内/ 商工観光課	南国市大埇甲2301	
土佐市	未来づくり課	土佐市高岡町甲2017-1	
須崎市	元気創造課	須崎市山手町1-7	(平日)
宿毛市	商工観光課	宿毛市桜町2-1	8:30~17:15
土佐清水市	観光商工課	土佐清水市天神町11-2	
四万十市	観光商工課	四万十市中村大橋通4-10	
<b>壬士</b> +	総合受付	香南市野市町西野2706	
香南市	商工観光課	香南市吉川町吉原95	
香美市	商工観光課	香美市土佐山田町宝町1-2-1	

市町村名	申請書配布窓口	住所	申請書配布時間
東洋町	総務課	安芸郡東洋町生見758-3	
奈半利町	地域振興課	安芸郡奈半利町乙1659-1	
田野町	総務課	安芸郡田野町1828-5	
安田町	総務課	安芸郡安田町安田1850	
北川村	産業課	安芸郡北川村野友甲1530	
馬路村	産業建設課	安芸郡馬路村馬路443	
芸西村	産業振興課	安芸郡芸西村和食甲1262	
本山町	まちづくり推進課	長岡郡本山町本山504	
大豊町	総務課	長岡郡大豊町津家1626	
土佐町	企画推進課	土佐郡土佐町土居194	
大川村	総務課	土佐郡大川村小松27-1	
いの町	産業経済課	吾川郡いの町1700-1	(平日)
仁淀川町	企画課	吾川郡仁淀川町大崎200	8:30~17:15
中土佐町	水産商工課	高岡郡中土佐町久礼6602-2	
佐川町	産業振興課	高岡郡佐川町甲1650-2	
越知町	産業課	高岡郡越知町越知甲1970	
梼原町	産業振興課	高岡郡梼原町梼原1444-1	
日高村	産業環境課	高岡郡日高村本郷61-1	
津野町	産業課	高岡郡津野町永野471-1	
四万十町	にぎわい創出課	高岡郡四万十町琴平町16-17	
大月町	まちづくり推進課	幡多郡大月町弘見2230	
三原村	地域振興課	幡多郡三原村来栖野346	
HI Jan mer	産業推進室	幡多郡黒潮町入野5893	
黒潮町	海洋森林課	幡多郡黒潮町佐賀1092-1	

# 高知県休業等要請協力金支給申請書

# 高知県知事 様

次のとおり、高知県休業等要請協力金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。 <u>なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。</u>

	令和 2 年	月	日					₹			_						
							所在	地									
						申	法人	- 、名									_
						申 請 者	代表	-									_
							職•Е										
							生年.	月日 -			白	F		月		F	3
						記											
	申請金額						金 30	0,000	円								
		□ 法	人	法人	.番号												
申請	申請者の種別	選	 事業主		f::X1												
者の	以下法人のみ記		<b>デ</b> 木工	1117	1.7.1												
情 報	中小企業者であることの確認	1			万円		上業基本 の業種					雇用業員					人
<b>※</b> 1	「住所」は添付の	本人確認資	料記載の	の住所と		さい。							'				
	金融機関名 (ゆうちょ銀行 以外)						支店・	支所名	,								
振込	ゆうちょ銀行	店番			預金科	重類	耆	<b>普通</b> •	当區	<b>座</b> •	その	)他(				)	
振込先※2		口座番号									<b>※</b> 口區	座番号	は右詰	めで記	記入し <sup>-</sup>	てくださ	۲J۶
2	共通	フリガナ															
		口座名義															
<b>%</b> 2	振込先の口座は	「申請者」ご	本人の口	座に限	ります。	。(法人	の場合に	ま、当	該法ノ	人のI	口座(	こ限り	Jます	。)			
申	担当者名	フリガナ							属								
請担	担当有有	氏名						(法人	、のみ)	)							
当者	日中連絡が取れ	れる連絡先		_	_		_										
申請	に必要な書類一	覧 ( <u>申請書</u> (添付し <i>f</i>														<u>,</u> )	
	申請書(この紙です	。2枚目もあり	<b>)ます。)</b>	_		営業に	必要な許	可等を	取得し	てい	ること	:が分	かる書	<b></b>		可)	
	誓約書(必ず自署を 営業活動を行ってし			写しで可	.) [		去人の場 の状況か						与しで	可)			
_						振込先	;口座と口	座名義	が分れ	かるi	通帳等	の写	L				

様式1 2枚目

# 高知県休業等要請協力金支給申請書(つづき)

	店舗目	※2店部	<b>削以上該当がある場合は、</b>	この	紙を適宜コピーしてご活用	ください	0
対象		フリガナ					
象施設	** 1 1+ 4-	名称					
店店	基本情報	フリガナ	コウチケン				
舗)		住所	高知県				
の情報	業態等	種類					
報							
休業	①休業要請 対象施設	ウスです	。 ] 24日(金)から5月6日(水)	まで、:	91項第1号に該当する施設と 全ての期間休業します。(しま 全ての期間休業します。(しま	こした。)	·ボックス、ライブハ
等の取組内容(		☐ 4月 ☐ 月 日付 4/24 金			以下のとおり営業時間を短縮 以下のとおり営業時間を短縮 【期間中の実際の営業時間】 ~		
1	<b>a</b>	4/25 土	~	⇒	~	または	
<u>@</u>	営業	4/26 日	~	⇒	~	または	
ずれ	②営業時間	4/27 月	~	⇒	~	または	
か該火	短 縮	4/28 火	~	⇒	~	または	
当する方に	の	4/29 水	~	⇒	~	または	
あ方に	協 力 要	4/30 木	~	⇒	~	または	
ا ا	請 対	5/1 金	~	⇒	~	または	
内灾	請対象施設	5/2 ±	~	⇒	~	または	
内容を記入	設	5/3 日	~	⇒	~	または	
		5/4 月	~	⇒	~	または	
)		5/5 火	~	⇒	~	または	
		5/6 水	~	⇒	~	または	
			この営業時間短縮期間におい	ハて、	19時以降に酒類の提供をしる	ません。(I	しませんでした。)

要請期間において休業等にご協力いただけなかった日がある場合、その日付と理由を以下にご記入ください。										
日	付	やむを得ない合理的な理由								
月	日									
月	日									
月	日									

# 記入例

# 高知県休業等要請協力金支給申請書

高知県知事 様

	次のとおり、高 <u>なお、下記に記</u>								系書類を	を添えて	`			ございま 確認くだ
	令和 2 年	5 月	1 日			僕者(所) お書きくだ			780 高知市	— 8 丸ノ内		-20		
	青書、誓約書はボ・		書きく			_		_						$\dashv$ $\vdash$
<u>ださ</u>	:い。(消せるボー <u>/</u>	<u>ルペン不可)</u>				申 請	法人	多/						V
			個人事			<b> </b>	代表 職·氏		尼	長	高知力	郎		即
申記	青者(代表者)のお		「法人名かまいる		東で		生年月	月日 日	诏和60	) 年	1	月	1	日
	まいの住所をお書 <sup>。</sup> さい。	き L				_								
\/\:						記								
	申請金額		<u></u>				金 300	),000円						
申請	申請者の種別	選 選 択 □ □	人	法人	番号\									
者		₩ ☑ 個人	事業主	住所	<b>※</b> 1		7	高知	市丸ノ	/内1-	7-5	2		
の	以下法人のみ記	入				•								
報	中小企業者であることの確認	資本金 (又は出資金)			万円		:業基本 の業種			常時雇従業	用する 員数			1
<b>※</b> 1	「住所」は添付の		料記載の	の住所と		<b>さい</b> 。				perio				
	金融機関名 (ゆうちょ銀行 以外)		00	 )銀行			支店・	支所名			ΔΔ3	支店		
振込	ゆうちょ銀行	店番			預金和	重類	普	·通·	当座 •	その他	j(		)	
先 ※		口座番号	0	1	2	3	4	5	6	※口座番	号は右語	めで記力	してく	ください
2	共通	フリガナ				'		ウチ	タロウ					
		口座名義					青	島知	太郎					
<b></b>	振込先の口座は	申請者ご本ん	人の口唇	をに限り	ます。(	法人の	場合は、	当該法	人の口	座に限り	<b>はす。</b> )	)		
		フリガナ		コウ	チタ	ロウ		所属	<b>2</b>					
申								(法人0						
申請担	担当者名	氏名		高统	印	は郎			,,,					
申請担当者	担当者名 日中連絡が取れ		09			(息)		×××						

☑ 申請書(この紙です。2枚目もあります。)

(添付した書類に図をつけてください。すべてに図がついたり 枚目もあります。) ✓ 営業に必要な許可等を取得していることが分かる書類(与しで可)

✓ 誓約書(必ず自署をお願いします。)

▼ 本人(法人の場合は法人代表者)確認書類(写しで可)

☑ 営業活動を行っていることが分かる書類(写しで可) ☑ 休業等の状況が分かる書類(写しで可)

一 本人(広人の場合は広人に改合/唯心自然(子))

▼ 振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し

様式1 2枚目

# 記入例

# 高知県休業等要請協力金支給申請書(つづき)

1 店舗目 ※2店舗以上該当がある場合は、この紙を適宜コピーしてご活用ください。

対象		フリカ	ガナ			,	イザカ	ヤ マルマル マル	レノウチテン						
施設	<del>++</del>	名	称				居	酉屋 ●● ≠	1ノ内店						
( 店舗	基本情報	フリ	ガナ	コウチケン	コウチケンコウチシマルノウチ マルマルビル サンカクカイ										
$\smile$		住	所	高知県高	知市	方丸ノ内1	-2	-20 00ビル	△階						
の 情 報	業態等	種	類					居酒屋	4つの□のうち りません。	、☑は1つしか入					
休業等の取組内容(①、②い	①休業要請 対象施設 ② 営	※代 ウス・ □ □ □ 4/24 4/25 4/26	です。 4月 月 4月	24日(金)か	65, 65, 65,	月6日(水)ま月6日(水)ま月6日(水)ま	· で、 ≦ : で、 ≦	まての期間休業 これでのとおり営業時間以下のとおり営業時間以下のとおり営業時間以下のとおり営業時間に関間中の実際の営業を持ちます。 17:00 ~ 20	業等の期間が全期 ちらに図の上、休息 入し、ページ下に、理的な理由を記入 間を短縮(休業)しま 間を短縮(休業)しま	業等の開始日を , やむを得ない 、ください。 ます。(しました。)					
ずれ	②営業時間短縮	4/27		17:00	~	23:00	⇒	~	または	0					
か 該	间 短 縮	4/28	火	//	~	"	⇒	~	または	0					
当 す る	の	4/29	水	11	~	"	⇒	~	または	0					
る 方 に	協力要請対	4/30	木	11	~	"	⇒	~	または	0					
ار ا	請 対	5/1	金	11	~	"	⇒	~	または	0					
内	象	5/2	±	"	~	24:00	⇒	~	または	0					
容を記入	施 設	5/3	日	定休日	~		⇒	~	または	0					
記入		5/4	月	17:00	~	23:00	⇒	~	または	0					
$\overline{}$		5/5	火	11	~	"	⇒	~	または	0					
		5/6	水	<i>II</i>	~	//	⇒	~	または	0					
		<b>✓</b>	以上	の営業時間	短縮	期間におい	て、	19時以降に酒類の摂	是供をしません。(し	ませんでした。)					

j	要請期間において休業等にご協力いただけなかった日がある場合、その日付と理由を以下にご記入ください。								
	日	付		やむを得ない合理的な理由					
•	月	Δ	日	00のため -					
	月		В	ご協力いただけなかった日について、やむを得ない合理的な理由をできる限り詳細に書いてくださ					
	月		B	い。 ※詳細が不明な場合、追加書類の提出を求めたり、確認のためのご連絡をすることがあります。					

## 誓 約 書

私は、高知県休業等要請協力金申請等要項に基づいて「高知県休業等要請協力金」を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

記

- <令和2年5月6日以前に申請される方のみ>
- ○申請書に記載した対象施設の休業または営業時間の短縮を必ず実施します。 万一、記載した内容と異なり、対象施設の営業を再開(対象施設の一部の営業の再開 を含む。)する場合には、高知県に事前に連絡するとともに、協力金の申請を取り下 げます。

#### <以下、申請される全ての方>

- ○高知県休業等要請協力金申請等要項で定めている次の要件を含む全ての申請要件を 満たしているとともに、申請書類の内容に虚偽や不正等はありません。
  - ・法令等が求める営業に必要な許可等を取得しており、それを証明する書類を申 請書類として添付しています。
  - ・申請者等(代表者のほか、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等)が、暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。)に該当しないなど、高知県休業等要請協力金申請等要項の別表2に掲げるいずれにも該当しておらず、かつ、将来にわたっても該当しません。
- ○高知県から申請書類の内容に関して検査や報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ○申請書類に関して虚偽や不正等が判明した場合、既に協力金の支給を受けているときは、協力金の返還と加算金の支払に応じるとともに、事業者名や施設名(店舗名)の公表に応じます。また、納期限までに協力金の返還等を行わなかった場合は、延滞金の支払に応じます。
- ○申請書類に記載した情報を税務情報として使用することに同意します。
- ○その他、高知県休業等要請協力金申請等要項の記載事項について理解のうえ、同意 します。

令和2年		E
77 74 72 74	月	

高知県知事 様

所在地			
法人名			
代表者職・	氏名		

※法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

# 誓 約 書

記入例

私は、高知県休業等要請協力金申請等要項に基づいて「高知県休業等要請協力金」を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

記

- <令和2年5月6日以前に申請される方のみ>
- ○申請書に記載した対象施設の休業または営業時間の短縮を必ず実施します。 万一、記載した内容と異なり、対象施設の営業を再開(対象施設の一部の営業の再開 を含む。)する場合には、高知県に事前に連絡するとともに、協力金の申請を取り下 げます。

#### <以下、申請される全ての方>

- ○高知県休業等要請協力金申請等要項で定めている次の要件を含む全ての申請要件を 満たしているとともに、申請書類の内容に虚偽や不正等はありません。
  - ・法令等が求める営業に必要な許可等を取得しており、それを証明する書類を申 請書類として添付しています。
  - ・申請者等(代表者のほか、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等)が、暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。)に該当しないなど、高知県休業等要請協力金申請等要項の別表2に掲げるいずれにも該当しておらず、かつ、将来にわたっても該当しません。
- ○高知県から申請書類の内容に関して検査や報告の求めがあった場合は、これに応じます。
- ○申請書類に関して虚偽や不正等が判明した場合、既に協力金の支給を受けているときは、協力金の返還と加算金の支払に応じるとともに、事業者名や施設名(店舗名)の公表に応じます。また、納期限までに協力金の返還等を行わなかった場合は、延滞金の支払に応じます。
- ○申請書類に記載した情報を税務情報として使用することに同意します。

誓約書の最下部にある、所在地、法 人名(法人のみ)及び代表者職・氏 名の欄は<u>必ず自署</u>でお願いします。 ゴム印は使用しないでください。

令和2年 **5** 月 **1** 日

高知県知事 様

所在地

高知市丸ノ内1-7-52

法人名

個人事業主の方は「法人名」は空欄 でかまいません。

代表者職・氏名

高知 太郎

※法人の代表者又は個人事業主が自署してください。